

◆大蔵省・日銀接待の経済学的分析

ここでは、大蔵省・日銀という財政・金融当局のいわゆる官官接待や官民接待の背景にあるわが国特有の業界政治・業界行政のもつ政治・経済的意味を経済学の観点から検討したい。

昨年来の大蔵省・日銀に係わる不祥事は、四大証券会社（山一は廃業）や都市銀行などを舞台とする会社と総会屋との黒い関係の発覚に端を発した一連の事件の総仕上げともいべき結末であった。普通の国民には想像を絶するほどの接待漬けは、監督権限をもつ当局と業界、とりわけ金融機関との結びつきの異常さを浮き彫りにした。銀行と大蔵省との関係は癒着、もたれ合いに発展し、「MOF担」と称される各行の大蔵省担当者は出世コースの先頭を走る人々であった。

レント・シーキング

特定の利益団体が、政府や議会などに対して、自分たちの利益に合致した一定の政策を社会全体の利益にも沿うものと主張して、財政的支援を受けようとしたり、特殊な便宜を図ってもらおうと働きかけることは、どこの国においてもみられる現実である。経済学では、こうした活動はレント・シーキングと呼ばれる。レントとは、

もともとは地代のことであるが、経済学ではいっそう広い意味で使われ、とりわけ、独占企業が享受する超過利潤を指す場合が多い。接待漬けのような監督当局の「利権」構造と関わって使われた場合には、レントとはまさしく「利権的な超過利潤」であり、官僚には接待・贈答その他の形で、特定の利益団体には「超過利潤」の形で利益が発生し、反面では、その分消費者や納税者の負担が増える結果となる。

レント・シーキング論は、この限りでは大変理解しやすい論理である。だが、問題は、この論理が政治的多元主義の文脈で捉えられるため、あらゆる社会集団、あらゆる利益団体、あるいは個人が同じレベルで捉えられてしまうことである。したがって、農民、漁民からサラリーマンに至るまであらゆる階層や個人が「たかひの構造」のなかで、レントを求める存在として描き出されることになる。このように平板な、あるいはアトムックな社会集団ないし個人のとらえ方ではすべての個人や集団は何らかの意味で「利権」屋ないし「利権」集団ということになる。これでは、いわゆる政・官・業のトライアングルを中心とした強力な「既得権」集団も、その他のほとん

ど政治的影響力を持たない個人や集団も区別がつかなくなり、社会諸階層・集団を重層的に理解する視点は出てこない。「政府が私利私欲追求の手段となるのは、民主主義社会に内包された病理」（吉田和男、65頁）であることはそのとおりであるが、形式的なアナロジーで社会集団の要求をすべてレント・シーキングとして同一視してしまうと、そもそも政府なり財政なりが目標とする「公益」の実現、公共性の確保とはいったい何かが見失われてしまうのではなからうか。

それだけに、レント・シーキング論を単純に適用するのではなく、何がレントとみなすべき「既得権」であり、「利権」であるのかを明確にする努力がなされなければならない。

情報独占

「小さな政府」の「大きな役割」の秘密を解く鍵は、かの「行政指導」である。行政指導とは何かは必ずしも明確ではないが、「行政手続法」では「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう」とされている。要するに、行政指導は法律に基づく場合もあればそうでない場合もあり、その

境界はきわめて曖昧で不透明なまま当局の裁量によって行われるところに特徴がある。金融行政であっても、行政指導は絶大な威力を発揮してきた。銀行法第25条は「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保」するために、必要な場合には金融機関の「立入検査」をすることができることとなっている。この検査は、「業務の停止」や「免許の取消し」などの処分によって裏打ちされているため、その威力は絶大であった。

しかるに、大蔵省は金融検査によって金融機関の状況をつかみ、その弱点を握っても、その後の対応はある意味で融通無碍ともいべき形をとった。一般に、金融機関の破綻をつかんでも「表面化させず処理するのが行政の役割」（朝日新聞経済部、25頁）という考え方に立って、事実上大蔵省管理のもとで経営が行われることが多かったとされる。こうした指導について、一方では「中央官庁は業界の情報センター」であり、集めた情報を「行政の説得材料として業界に流すことで、業界は情報の共

有を実現」し、業界の協調の実現に役立ったとする評価がある（吉田和男、100頁）。しかし、実際には、大蔵省は「預金者が銀行経営の実態を広く知ることができるよう努力するよりも、特権的に情報を抱え込み、『業界』行政の一環として利用して」（朝日、同上）いたという方が、この間に明るみに出た事実から判断して、当たっているであろう。

このことは、裁量型行政からルール型行政への移行という改革方向と並んで、大蔵省の情報独占を排して、国民への情報公開をどのように確保するかという課題の重要性を示しているといえよう。

金融行政と公共性

大蔵省・日銀の不幸事は、近年の官僚バッシングを極点にまで押し上げた感がある。たしかに、官僚機構、とりわけ財務官僚機構が抱える問題を明確にすることは、わが国の行政機構の改革を考えるうえで必須の課題である。このことはいくら強調しても強調しすぎ

るということはない。しかし、そのことは金融行政を否定して、いっさいを市場システムにゆだねるということではなかろう。

財政に係わる分野については、最大の改革課題のひとつは集権型の財政システムを自治・参加型の財政システムに改革することであろう。国と地方や、会計相互間での財政トランスファーが大きければ大きいほど、いわゆる「財政錯覚」を引き起こし、財政運営のモラル・ハザードが避けられない。これを避けるためには、自治の単位ごとに大幅な財政自治権を保障することによって、住民が財政運営に自ら参加し、自分たちで考え、自分たちで判断し、自分たちで決定するシステムを実現する方向をめざすことが必要であろう。

だが、金融の分野についてはやや異なったアプローチが必要ではないか。もともと金融は「社会的簿記」の役割を担っている。その意味できわめて公共性の高い存在である。にもかかわらず、現状ではその公共性、社会の「公器」としての役割が忘れ去られ、貸し渋りにみられるように自らが招いた不良債権の重圧のなかで金融機関は預金者や生産者へ負担を転嫁しているのが現状である。したがって、わが国の今後の金融行政は金融機関の行動を適切に監視し、預金者の利益を保護するという本来の公共的機能を充実させていくべきであろう。そのためにも、金融機関の十分な情報開示が不可欠である。

【参考文献】

朝日新聞経済部 [1997年] 『大蔵支配—歪んだ権力』朝日新聞社。

